

紙・プラスチックなどは焼却できません

—横浜市のごみ焼却工場—

横浜市のごみ焼却工場では、次のごみは受け入れていないため、燃やすごみとして排出することはできません。燃やすごみとは分別して、リサイクル施設・産業廃棄物処理施設での処理が必要です。

横浜市のごみ焼却工場で焼却できないもの

①紙類（資源化できないものを除く）→古紙問屋等へ搬入しリサイクル

②産業廃棄物

a **プラスチック類** 事業活動から発生するプラスチック類は産業廃棄物です。

弁当の容器、発泡スチロール、ビニール袋など汚れていても**産業廃棄物**です。

→産業廃棄物処理施設へ（できる限りリサイクルを）

b **産業廃棄物に該当する紙くず・木くず・繊維くず**（繊維工業からの繊維くず以外）

どのような場合に産業廃棄物に該当するのかは産業廃棄物一覧表を御覧ください。

→産業廃棄物処理施設へ（できる限りリサイクルを）

c **上記以外の産業廃棄物** →産業廃棄物処理施設へ（できる限りリサイクルを）

ごみ焼却工場では「搬入物検査」を実施

ごみ焼却工場へ持ち込まれる事業系ごみに対しては、「搬入物検査」を実施しています。

持ち込まれたごみの中に上記の持ち込み不可のごみが含まれていた場合、事業者を持ち帰りを指示し、文書による指導も行います。

また、排出した事業者に対しても立入調査を行い、改善を求めます。

持ち込まれたごみの内容をチェックする搬入物検査



搬入物検査で発見され、持ち帰りを指導した紙類とプラスチック類